

# マイナビ ツール・ド・九州2026大分・熊本ステージ（仮称） 熊本エリア機運醸成業務委託に係るプロポーザル実施要領

本要領は、くまもつと旅スポコミッション（以下「コミッション」という。）が所管するマイナビ ツール・ド・九州2026大分・熊本ステージ（仮称）熊本エリア機運醸成業務委託に係るプロポーザル実施要領（以下、「本業務」という。）の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

## 1 委託業務名

マイナビ ツール・ド・九州2026大分・熊本ステージ（仮称）熊本エリア機運醸成業務委託

## 2 委託業務内容

別添「マイナビ ツール・ド・九州2026大分・熊本ステージ（仮称）熊本エリア機運醸成業務委託仕様書」のとおり

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）12月25日（金）まで

## 4 契約限度額

22,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

提示額は提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示額とは必ずしも一致しない。

## 5 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人又は団体とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。

（2）次のいずれにも該当しない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。

- ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。
- (3) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県及び熊本市と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
- (6) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
- (7) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下(「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) コンソーシアムで参加する場合は、次の事項に注意すること。
- ア 代表団体を選出し応募に関するやり取りについては、代表団体が行うこと。
- イ 参加表明書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
- ウ 提案については、一参加者につき一提案に限る。また、グループの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となること、又は単独で提案を行うことはできない。ただし、企画提案時点で単独又は他コンソーシアムの構成員となっていた事業者が、事業受託事業者決定後に、他の事業者又はコンソーシアムから業務の一部を受託することは可能である。

## 6 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する。

## 7 質問書

本プロポーザルに参加を希望する者からの質問を次のとおり受け付ける。

なお、質問は提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

### (1) 提出書類

質問書（様式1）

### (2) 提出方法

質問書を、本実施要領の末尾に記載の電子メールアドレス宛てに電子メールにより提出し、必ず提出日のうちに、本実施要領の末尾に記載の担当者に提出した旨を電話連絡すること。

なお、電話又は口頭のみでの質問は一切受け付けない。

### (3) 提出期限

令和8年（2026年）4月27日（月）

平日 9：00～17：00

※最終日については正午までとする。

### (4) 質問への回答

質問書に対する回答は、電子メールで回答する。なお、回答は、必要に応じて熊本県ホームページに掲載するとともに、参加者全員に知らせる場合がある。

## 8 参加申込み

参加希望者は、提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 添付書類

（ア）誓約書（様式第3号）

（イ）企画提案参加者の同種業務の実績（様式第4号）

（ウ）会社概要及び業務実施体制調書（様式第5号）

（エ）貸借対照表及び損益計算書（直近1事業年度分）

（オ）定款の写し

（カ）事務所の履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内、写し可）

（キ）納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明）

※様式については、提出日時点において記載すること。

※熊本県競争入札参加資格（業務委託）を有する参加希望者については、上記（ア）、（エ）～（キ）の提出は不要とするが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出期限及び提出方法

令和8年（2026年）5月1日（金）

平日 9:00～17:00

※最終日については正午までとする。

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内必着とする。

(4) 提出先

本実施要領の末尾提出先に提出すること。

9 企画提案書

(1) 企画提案書

次の項目を盛り込んで作成すること。

ア 表紙（様式第6号）

イ 概要・企画コンセプト

※今回提案する企画の概要をA4版縦1枚で分かりやすく簡潔にまとめること。

ウ 企画の提案とその理由

エ 企画内容に応じたスケジュール（管理運営計画含む）

オ 本業務に携わるスタッフの役割、特長（強みなど）、実績等

カ 参考見積額

※見積書は自社様式とする。但し、業務項目ごとの内訳を記載すること。

(2) 提出部数 正本1部 副本5部

(3) 提出期限及び提出方法

令和8年（2026年）5月12日（火）

平日 9:00～17:00

※最終日については正午までとする。

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内必着とする。

(4) 提出先

本実施要領の末尾提出先に提出すること。

(5) 注意事項

ア 提案者名は、提案書の表紙（様式第6号）以外には記入しないこと。

イ サイズは原則A4版とし、クリップ止め（テープ等で止めない）をすること。

ウ 期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。

エ 原則として、提出後における提出書類の返却、差替え及び再提出は認めない。

10 応募者（参加表明書・企画提案書提出者）が多寡となった場合の措置

(1) 応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

(2) 応募者が1社の場合でもプレゼンテーション審査を実施する。

## 1.1 プレゼンテーション審査の実施

### (1) 開催日程等

#### ア 日時

令和8年（2026年）5月15日（金）

※時間の詳細はプロポーザルの参加希望者別に別途連絡

#### イ 場所

熊本県庁内会議室（詳細は参加希望者別に別途連絡）

#### ウ プレゼンテーションの持ち時間

提案を行う者1者につき25分間（最初の15分で提案者による提案準備・説明、その後残り10分で審査員による質疑）を予定。

#### エ プレゼンテーション者

体制に記載されたリーダー（受託した場合、コミッション担当者との窓口となる者）を含んだ3名以内とする。

#### オ プレゼンテーションの際の注意事項

企画提案書に記載された内容の説明を前提としており、記載のない内容について説明があった場合は、採点対象としないので注意すること。

### (2) 審査方法

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目について、複数人の審査員による審査を行い、結果、各審査員の評価点の合計点が最も高い者を受託候補者として採択する。ただし、採用基準点を30点とし、各審査員の合計が採用基準点に満たない場合は、採用しない。

### (3) 審査基準

評価項目	評価内容	配点
基本事項	・課題整理や業務内容の理解ができているか。	5
業務遂行能力	・業務遂行に必要な組織体制が構築されているか。 ・本業務遂行に資する業務の実績はあるか。	14
企画提案内容	・次の各項目において、より良い業務成果が見込める提案か。 ①自転車や大会、地域の魅力を伝えられるものになっているか。 ②企画実施へ向けた工程管理とスケジューリングは適切か。 ③本事業の目的が達成できる効果的な内容及び手法となっているか。 ④集客のための効果的な方法が検討されているか。	24
概算経費	・見積額は妥当か。 ・コスト削減に向けた工夫が図られているか。	7
合計		50

## 1.2 契約の締結等

### (1) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定により単独見積とする。

契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合（※）、契約保証金は免除する。

※熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合（契約候補者決定後、申請が必要）

ア 保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合  
イ 熊本県の入札参加資格を有し、過去2年の間に国又は地方公共団体と本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結してこれらを全て誠実に履行しており、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

### (2) 契約内容

企画提案書等に基づき改めて契約候補者と協議を行い、見積書を徴した上で、別途設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、協議が整わない場合又は契約候補者が辞退した場合は、次点の事業者（採用基準点を満たす者に限る。）と協議を行い、同様に見積書を徴した上で、予定価格の範囲内で契約を締結する場合があります。

### (3) 契約に当たっての留意事項

コミッションと受託者との委託契約については、事前に仕様書で双方の意思確認を行う。

## 1.3 実施スケジュール

令和8年（2026）年	4月20日（月）	プロポーザル募集要項等HP公表
	4月27日（月）	質問書 提出期限（正午必着）
	5月 1日（金）	参加表明書 提出期限（正午必着）
	5月12日（火）	企画提案書 提出期限（正午必着）
	5月15日（金）	プレゼンテーション審査（予定）

## 1.4 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 企画提案書の作成、提出等に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、契約候補者の選定以外に使用しない。

- (4) 企画提案書に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (5) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (6) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
  - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
  - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
  - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
  - オ その他、委託者の判断で審査を行うにあたって不相当と認められるとき。
- (7) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式第7号）を提出すること。

#### 1.5 提出先及び問い合わせ先

くまもつと旅スポコミッション事務局（熊本県観光文化部スポーツ交流企画課内）

担当：立川（たちかわ）、小谷（こたに）

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話番号 096-333-2356

電子メールアドレス supokoryu@pref.kumamoto.lg.jp